一般社団法人 長崎県医師会定款

目 次

- 第1章 名称及び事務所(第1条-第2条)
- 第2章 目的及び事業(第3条-第4条)
- 第3章 会員(第5条-第14条)
- 第4章 代議員及び予備代議員(第15条-第19条)
- 第5章 代議員会(第20条-第28条)
- 第6章 役員(第29条-第40条)
- 第7章 理事会及び常任理事会(第41条-第46条)
- 第8章 学会(第47条-第51条)
- 第9章 裁定委員会(第52条-第58条)
- 第10章 委員会(第59条)
- 第11章 団体契約及び意見表明(第60条-第61条)
- 第12章 資産及び会計(第62条-第68条)
- 第13章 事務局(第69条)
- 第14章 雑則(第70条-第73条)

附 則

第1章 名称及び事務所

(名 称)

第1条 本会は、一般社団法人長崎県医師会と称する。 (事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を長崎県長崎市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、日本医師会及び郡市医師会との連携のもと、医道の高揚、医学及び医術の発達並びに公衆 衛生の向上を図り、もって社会福祉を増進することを目的とする。

(事 業)

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に 掲げる事業を行う。
 - (1) 医道の高揚に関する事業
 - (2) 医学教育の向上に関する事業
 - (3) 医師の生涯研修に関する事業
 - (4) 医学、医療の国際交流に関する事業
 - (5) 公衆衛生の指導啓発に関する事業
 - (6) 地域医療の推進発展に関する事業
 - (7) 地域保健の向上に関する事業
 - (8) 保険医療の充実に関する事業
 - (9) 医療施設の整備に関する事業
 - (10) 医業経営の安定、会員の福祉向上による 県民の健康及び福祉の増進に関する事業
 - (11) 医師会相互の連絡調整に関する事業
 - (12) 母体保護法による指定医の指定に関する事業
 - (13) その他本会の目的を達成するため必要な事業
 - 2 前項の事業は、長崎県において行うものとする。

第3章 会 員

(組 織)

第5条 本会は、医師をもって組織する。

2 本会は、長崎県を区域とし、区域内にあって本会 が認めた郡市医師会又は特別の事由によって設 置された医師会(以下単に「郡市医師会」という) の会員をもって、本会の会員とする。

(会員の資格及びその喪失)

- 第6条 本会会員は、本会の目的及び事業に賛同した郡市 医師会の会員であることとする。
 - 2 本会会員が所属の郡市医師会の会員の資格を失ったときは、同時に、本会会員の資格を失うものとする。
 - 3 前項の他、会員は次の各号に掲げる事由によって 会員の資格を失う。
 - (1) 第13条第1項(会員の制裁)の規定による除名
 - (2) 退会又は死亡

(入会、退会及び異動)

- 第7条 本会に入会しようとする者は、所属の郡市医師会 を経て、本会に所定の届出をしなければならない。
 - 2 会員で退会しようとする者は、所属の郡市医師会 を経て、本会に所定の届出をすることにより、任 意にいつでも退会することができる。
 - 3 会員は、その届出事項に変更を生じた場合には、 前2項と同様に、その届出をしなければならない。
 - 4 本会を除名された者で再入会しようとする者については、裁定委員会の審議裁定を経て、会長がその再入会を承認することができる。
 - 5 第2項の規定にかかわらず、会長は、第13条第1項(会員の制裁)の審議にかかっている会員からの退会届出の受理を保留し、同条項に基づく処分を行うことができる。郡市医師会において同条項に準ずる手続の審議にかかっている会員についても同様とする。この場合、当該会員は、上記審議に関する限りにおいて会員たる地位を失わない。

(会費及び負担金)

- 第8条 会員は、本会所定の会費及び負担金を本会に納入しなければならない。
 - 2 会費及び負担金の額並びにその徴収方法は、代議 員会で定める。ただし、特別の事情がある者に対 しては、代議員会の決議を経て、その額を減免す ることができる。

(会員の本務)

- 第9条 会員は、医師の倫理を尊重し、社会の信頼と尊敬 を得るように努めなければならない。
 - 2 会員は、本会の定款を守り、その秩序を維持するように努めなければならない。

(会員の権利)

- 第10条 会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する 法律(以下「法人法」という。)に規定された、次 の各号に掲げる社員の権利を、代議員たる会員 と同様に本会に対し行使することができる。
 - (1) 同法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
 - (2) 同法第32条第2項の権利(代議員名簿の閲覧等)
 - (3) 同法第57条第4項の権利(代議員会の議事 録の閲覧等)
 - (4) 同法第50条第6項の権利(代議員の代理権 証明書面等の閲覧等)
 - (5) 同法第51条第4項及び第52条第5項の権利 (議決権行使書面の閲覧等)
 - (6) 同法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)
 - (7) 同法第229条第2項の権利(清算法人の貸借 対照表等の閲覧等)
 - (8) 同法第246条第3項、第250条第3項及び第 256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)

(報告、発表及び意見具申)

第11条 会員は、本会の目的及び事業に関して研究又は調査を行い、その結果を本会に報告し、発表することができるとともに、本会の目的及び事業について意見を具申することができる。

(表彰)

第12条 本会のために著しい功績をあげた者に対しては、 別に定めるところにより、表彰することができる。

(会員の制裁)

- 第13条 会長は、会員について次の各号に掲げる事由の一 に該当すると認めるときは、裁定委員会の審議裁 定を経て、戒告又は除名の処分をすることができる。
 - (1) 医師の倫理に違反し、会員としての名誉又は 本会の名誉を毀損したとき
 - (2) 本会の定款に違反し、又は本会の秩序を著し く乱したとき
 - (3) その他正当な事由があるとき
 - 2 前項の規定により、戒告又は除名の処分をしたときは、会長は、当該会員に対しその旨通知するとともに、その氏名及び処分事由の概要を、戒告については所属の郡市医師会へ、除名については郡市医師会及び日本医師会へ通知しなければならない。
 - 3 本条第1項の規定にかかわらず、代議員の資格の 喪失については、第18条第2項をもって行う。

(名誉会員)

- 第14条 本会に、名誉会員を置くことができる。
 - 2 名誉会員は、本会に功労ある者を代議員会の決議を経て推挙する。

第4章 代議員及び予備代議員

(代議員の員数その他)

第15条 本会に、代議員を置く。その員数については、別

- に定める基準のとおり、概ね会員50名につき1名 の割合とする。
- 2 前項の代議員をもって法人法上の社員とする。
- 3 代議員は、本会の役員及び裁定委員を兼ねること ができない。

(代議員の任期)

- 第16条 代議員の任期は、選出後最初の定例代議員会開催 日より、2年後の定例代議員会開催日の前日まで とする。
 - 2 前項の規定にかかわらず、任期満了時において、 代議員が代議員会決議取消しの訴え、解散の訴え、 責任追及の訴え及び役員解任の訴え(法人法第 266条第1項、第268条、第278条、第284条)を提 起している場合(同法第278条第1項に規定する 訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、 当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は上記 訴えに関する限りにおいて社員たる地位を失わ ない(当該代議員は、代議員会において解散以外 の事項については議決権を有しないこととする)。
 - 3 代議員の任期が満了しても、後任者が選出される までは、前任者は、引き続きその職務を行わなけ ればならない。

(代議員の選出)

- 第17条 代議員は、別に定めるところにより、郡市医師会 に委託して選出する。理事又は理事会は、代議員 を選出することはできない。
 - 2 前項の選出において、会員は等しく選挙権及び被選挙権を有する。
 - 3 代議員に欠員を生じたときは、当該郡市医師会は なるべく速やかに後任の代議員の選出を行うも のとする。
 - 4 後任として選出された代議員の任期は、前任者の 残任期間とする。
 - 5 郡市医師会会員のうち、本会の会員でない者は、 本会代議員選出についての議決権を有しない。

(代議員の資格の喪失)

- 第18条 代議員は、辞任届を提出することにより、任意にいつでも代議員を辞任することができる。
 - 2 代議員会は、正当な事由があると認められる場合には、総代議員の3分の2以上の多数による決議により、 代議員の資格を喪失させることができる。この場合、 その代議員に対し、代議員会の1週間前までに、理 由を付して資格喪失に関する議案の内容を通知し、代 議員会において弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 前2項の他、代議員は、次の各号に掲げる事由 によって代議員の資格を失う。
 - (1)第6条第2項又は同第3項第2号の規定による会員資格の喪失
 - (2) すべての代議員の同意

(予備代議員)

- 第19条 代議員に事故があるときに備えて、予備代議員を置く。
 - 2 代議員に事故があるときは、予備代議員に議決権 を代理行使させることができる。
 - 3 第15条第1項及び第3項(代議員の員数その他)、 第16条第1項及び第3項(代議員の任期)、第17 条(代議員の選出)並びに第18条(代議員の資格の 喪失)の規定は、予備代議員についても準用する。

第5章 代議員会

(代議員会)

- 第20条 代議員会は、代議員をもって組織し、理事会の決 議に基づき、会長が招集する。
 - 2 代議員会を法人法上の社員総会とする。

(定例代議員会及び臨時代議員会)

- 第21条 代議員会は、定例代議員会及び臨時代議員会の2 種とする。
 - 2 定例代議員会は、事業年度終了後、3月以内に開催する。
 - 3 臨時代議員会は、必要がある場合に、理事会の決議を経て、会長が招集する。ただし、5分の1以上の代議員から、会議の目的である事項及びその理由を記載した書面をもって、臨時代議員会招集の請求があったときは、会長は、当該請求があった日から6週間以内に臨時代議員会を招集しなければならない。
 - 4 代議員会を招集するには、会議の目的である事項、 日時及び場所その他法令で定める事項を記載し た書面による通知を、開催日の20日前までに代議 員に発しなければならない。

(代議員会の議長及び副議長の選定)

- 第22条 代議員会に、議長及び副議長各1名を置く。
 - 2 議長及び副議長は、代議員会において、代議員の中から選定する。
 - 3 議長及び副議長の任期は、それぞれの代議員としての任期による。

(議長及び副議長の職務)

- 第23条 代議員会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を 整理し、会議を主宰する。
 - 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。

(議長又は副議長の後任者の選定)

第24条 議長若しくは副議長が欠けたときは、その後任者 を選定しなければならない。

(代議員会の任務)

- 第25条 代議員会は、次の各号に掲げる事項を決議する。
 - (1) 決算に関する事項
 - (2) 会費及び負担金の賦課徴収及び減免に関する事項

- (3) 代議員の資格の喪失
- (4) 理事及び監事の選任及び解任
- (5) 会長、副会長及び常任理事の選定及び解職
- (6) 理事及び監事の報酬等の額
- (7) 定款の変更に関する事項
- (8) 本会の解散に関する事項
- (9) 理事会が付議した事項
- (10) その他代議員会(社員総会)で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 代議員会において、会長は、次の各号に掲げる事項を 報告する。
 - (1) 第64条第2項に定める事業計画書、収支予算書等
 - (2) 第65条第2項に定める事業報告
 - (3) その他必要な会務報告

(代議員会の定足数及び決議)

- 第26条 代議員会は、総代議員の過半数の出席がなければ、 議事を開き決議することができない。
 - 2 代議員会の議決権は、代議員1名につき1個とする。
 - 3 代議員会の議事は、出席代議員の過半数でこれを 決する。
 - 4 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項 に関する決議は総代議員の3分の2以上に当た る多数をもって行う。
 - (1) 代議員の資格の喪失
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

(代議員会への出席発言)

第27条 役員は、代議員会に出席して、代議員から特定の事項 について説明を求められた場合には、当該事項につい て、必要な説明をしなければならない。ただし、当該 事項が代議員会の目的である事項に関しないもので ある場合、その説明をすることにより代議員の共同の 利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場 合として、一般社団法人及び一般財団法人に関する法 律施行規則で定める場合には、この限りでない。

(代議員会の議事規則)

第28条 代議員会の議事に関して必要な事項は、代議員会 の決議を経て、別に定める。

第6章 役 員

(役員)

第29条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 23名以内
- (2) 監 事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、2名以上3名以内を副 会長、8名を常任理事とする。
- 3 会長及び副会長をもって法人法上の代表理事とし、 常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業 務執行理事とする。

(理事の職務)

- 第30条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
 - 2 会長は、本会を代表し、業務を執行する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、業務を執行する。
 - 4 常任理事は、理事会の決議により、分担して業務を執行する。
 - 5 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、 副会長は、あらかじめ理事会の決議により定めた 順位により、会長の職務を代行する。
 - 6 会長及び副会長が欠けたとき又は会長及び副会長 に事故があるときは、常任理事は、あらかじめ理 事会の決議により定めた順位により、会長の職務 (本会を代表するものを除く)を代行する。

(監事の職務)

- 第31条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
 - 2 監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 - 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めると きは、意見を述べなければならない。

(役員の任期)

- 第32条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例代議員会の終結の時までとする。
 - 2 理事又は監事は、法令に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の選任)

- 第33条 理事及び監事は、本定款の定めるところにより、 本会会員の中から、代議員会の決議によって選任 する。
 - 2 前項の規定に基づく理事の選任は、役職(会長、 副会長、常任理事及び理事)毎に分けて行う。
 - 3 前項の選任は、得票数の多い順に、定款で定められた当該役職毎の員数に達するまでの得票を得たことを条件とする代議員会の決議をもって行う。
 - 4 前2項の規定に基づく理事の選任において、当選人の数が代議員会の決議要件を欠くために当該役職の員数に達しないときは、当選人を除く候補者のうち、得票数の多い順に、員数に不足する数に1名を加えた数の候補者をもって、再度、前2項の規定に基づく理事の選任を行う。なお、再度の候補者を定めるにあたり、得票数が最も少ない候補者の得票数が同じであるときは、いずれも候補者とする。
 - 5 第1項の規定に基づく監事の選任は、前2項の規 定に準じて行う。

(会長、副会長及び常任理事の選定等)

- 第34条 会長、副会長及び常任理事は、本定款の定めると ころにより、代議員会の決議によって選定及び解 職する。
 - 2 前項の規定に基づく会長、副会長及び常任理事 の選定においては、前条の規定に基づき選任さ れた理事をもってそれぞれの候補者とする。

(役員の補欠の選任)

- 第35条 理事又は監事が任期途中で退任し、又は解任されたときは、なるべく速やかに、補欠の選任を行うものとする。
 - 2 前項により選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の親族等割合の制限)

- 第36条 本会の理事のうちには、理事のいずれか1人及び その親族その他特殊の関係がある者の合計数が、 理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれて はならない。
 - 2 本会の監事には、本会の理事(親族その他特殊の 関係がある者を含む。)及び本会の使用人が含ま れてはならない。また、各監事は、相互に親族そ の他特殊の関係があってはならない。

(役員の解任)

第37条 理事及び監事は、代議員会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬)

第38条 理事及び監事に対して、代議員会において定める 総額の範囲内で、代議員会において別に定める報 酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等 として支給することができる。

(役員の責任免除)

- 第39条 理事及び監事は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての会員の同意がなければ、免除することができない。
 - 2 前項の規定にかかわらず、当該理事及び監事が善意でかつ重大な過失がない場合には、本会は、同法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事及び監事(理事及び監事であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

(顧 問)

- 第40条 本会に、3名以下の顧問を置くことができる。
 - 2 顧問は、代議員会の決議を経て、会長が委嘱する。
 - 3 顧問の任期は、会長の任期による。
 - 4 顧問は次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) 会長の相談に応じること
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

第7章 理事会及び常任理事会

(理事会)

- 第41条 本会に理事会を置く。
 - 2 理事会は、理事をもって組織し、会長が招集し、 その議長となる。
 - 3 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載 した書面をもって会長に招集の請求をした場合に おいて、その請求があった日から5日以内に、その 請求があった日から2週間以内の日を理事会の日 とする理事会の招集の通知が発せられない場合に は、その請求をした理事は、理事会を招集すること ができる。
 - 4 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、 各理事が理事会を招集する。
 - 5 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開会 することができない。
 - 6 理事会の決議は、議決に加わることができる理事 の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の任務)

- 第42条 理事会は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 代議員会に提案すべき事項
 - 2 理事会は、次の各号に掲げる事項その他の重要 な業務執行の決定を、理事に委任することがで きない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な職員の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変 更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備(理事の職務の執行が 法令及び定款に適合することを確保するた めの体制その他本会の業務の適正を確保す るために必要な法令で定める体制の整備)
 - (6) 法人法第114条第1項の規定による定款の定 めに基づく同法第111条第1項の責任の免除
 - 3 理事が理事会の決議の目的である事項について 提案をした場合において、当該提案につき議決に 加わることができる理事の全員が書面又は電磁 的記録により同意の意思表示をしたときは、当該 提案を可決する旨の理事会の決議があったもの とみなす。ただし、監事が異議を述べた場合は、 この限りでない。

(常任理事会)

- 第43条 本会に常任理事会を置く。
 - 2 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事をもって組織し、会長が招集し、その議長となる。
 - 3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、 副会長又は常任理事が常任理事会を招集する。

- 4 常任理事会は、理事会又は会長より付議された事項 及び業務を執行するにあたって必要な事項の決定 を行う。
- 5 常任理事会は、第2項に掲げる者の過半数の出席 がなければ、開会することができない。
- 6 常任理事会の決議は、議決に加わることができる 第2項に掲げる者の過半数が出席し、その過半数 をもって行う。

(理事会への報告の省略)

第44条 理事及び監事が理事及び監事の全員に対して理事 会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を 理事会へ報告することを要しない。ただし、法人法 第91条第2項の報告については、この限りでない。

(理事会への出席発言)

第45条 代議員会の議長及び副議長は、理事会に出席して、 意見を述べることができる。

(議事録)

第46条 理事会の議事については、法令で定めるところに より議事録を作成し、出席した会長、副会長及び 監事は、これに署名・押印しなければならない。

第8章 学 会

(学 会)

第47条 本会に、長崎医学会(以下「学会」という。)を置く。 (**目 的**)

第48条 学会は、医学に関する科学及び技術の研究促進を 図り、医学及び医療の水準の向上に寄与すること を目的とする。

(事 業)

- 第49条 学会は、前条の目的を達成するため、次の各号に 掲げる事業を行う。
 - (1) 長崎医学会総会及び例会の開催
 - (2) 医学及び医療に関する情報の収集と伝達
 - (3) その他学会の目的達成上必要な事業
 - 2 学会が前項の事業を行う場合には、本会会員はこれに参加することができる。

(学会員及び賛助会員)

- 第50条 本会の会員は、学会員となることができる。
 - 2 本会の会員でない者も学会長の承認を得て、学会 員となることができる。ただし、医師でない者は 賛助会員とする。

(学会に関する規則)

第51条 学会に関する必要な事項は、代議員会の決議を経 て、別に定める。

第9章 裁定委員会

(裁定委員会)

第52条 本会に、裁定委員会を置く。

2 裁定委員会は、11名の裁定委員をもって組織する。

(裁定委員の選任)

第53条 裁定委員は、本会会員の中から、代議員会において選任する。

(裁定委員の任期)

- 第54条 裁定委員の任期は、第32条第1項(役員の任期) の規定を準用する。
 - 2 任期の満了又は辞任により退任した裁定委員は、 後任者が選任されるまでは、引き続きその職務を 行うものとする。

(裁定委員の兼職禁止)

第55条 裁定委員は、本会の役員及び代議員(予備代議員を含む。)並びに他の医師会の役員及び裁定に関する委員を兼ねることができない。

(身分に関する裁定)

- 第56条 裁定委員会は、次の各号に掲げる事項について審 議し、その裁定を行う。
 - (1) 第7条第4項(除名者の再入会)の規定による会員の再入会に関する事項
 - (2) 第13条第1項(会員の制裁)に規定する会員 の制裁に関する事項
 - (3) 会員の身分又は権利義務についての疑義に 関する事項
 - 2 前項の裁定を行うにあたっては、当該会員に対して、弁明の機会を与えなければならない。

(紛議に関する調停)

- 第57条 裁定委員会は、次の各号に掲げる事項について、 審議しその調停を行う。
 - (1) 会員相互間その他の紛議に関する事項
 - (2) 医師会相互間の紛議に関する事項
 - (3) 医師会と会員間の紛議に関する事項
 - 2 前項第1号の場合においては、会員の所属する郡 市医師会の意見を聞かなければならない。
 - 3 本条第1項第2号の場合においては、当該医師会 から調停を依頼された場合に限るものとする。

(裁定委員会に関する規則)

第58条 裁定委員会に関して必要な事項は、代議員会の決議を経て、別に定める。

第10章 委員会

(委員会の設置)

- 第59条 会長又は代議員会は、特に必要があると認める場合には、委員会を設置することができる。
 - 2 委員会に関して必要な事項は、理事会の決議を経 て、別に定める。ただし、代議員会が設置する委 員会に関しては、代議員会の決議を経て、別に定める。

第11章 団体契約及び意見表明

(団体契約)

第60条 本会は、社会福祉、社会保険及び公衆衛生上必要な事項について、団体契約を締結することができる。

(行政庁等に対する意見表明)

第61条 本会は、第3条の目的達成のために必要があると 認めるときは、行政庁その他の関係者に対して意 見を述べることができる。

第12章 資産及び会計

(本会の経費)

第62条 本会の経費は、会費、負担金、賛助金、寄附金その他の収入金をもって充当する。

(事業年度)

第63条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年 3月31日に終る。

(事業計画及び収支予算)

- 第64条 会長は、毎事業年度の開始の日の前日までに、事業 計画書、収支予算書を作成し、理事会の承認を経な ければならない。これを変更する場合も、同様とす る。
 - 2 前項の書類は、理事会の承認を経た後、代議員会に報告するものとする。
 - 3 本条第1項の書類は、当該事業年度開始の日の前 日までに行政庁に提出するものとし、かつ、当該 事業年度が終了するまでの間事務所に備え置き、 一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第65条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度 終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を 受けた上で、理事会の承認を受けなければならな い。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減 計算書)の附属明細書
 - 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号の書類については、定例代議員会にその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については、定例代議員会の承認を受けなければならない。
 - 3 本条第1項の書類のほか、監査報告を事務所に5 年間備え置くとともに、定款、代議員名簿を事務 所に備え置くものとする。
 - 4 貸借対照表は、定例代議員会終結後遅滞なく、公 告しなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第66条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(財産の管理責任)

第67条 本会の財産は、会長が管理する。

(会計の規程等)

第68条 会計に関して必要な事項は、別に定める。

第13章 事務局

(事務局)

第69条 本会に、事務局を置く。

2 本会の事務局の職制に関して必要な事項は、会長が定める。

第14章 雑 則

(残余財産の帰属)

第70条 本会が解散等により清算をする場合において、残余財産があるときは、その残余財産は代議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(定款施行細則)

第71条 定款の施行に関して必要な事項は、代議員会の決議を経て、別に細則で定める。

(公 告)

第72条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

(委 任)

第73条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する 法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に 関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する 法律(以下「整備法」という。)第121条第1項において 読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般 社団法人の設立の登記の日から施行する。

(代議員及び予備代議員に関する経過措置)

2 この定款施行の際、現に代議員及び予備代議員の職に 在る者は、改正後の定款の規定に基づき、郡市医師会 に委託して、それぞれ選出されたものとみなす。

(代議員会の議長及び副議長に関する経過措置)

3 この定款施行の際、現に代議員会の議長及び副議長の職に在る者は、改正後の定款の規定に基づき、代議員会において、それぞれ選定されたものとみなす。

(理事に関する措置)

4 本会の移行登記の日に就任する理事は、次に掲げる者 とし、その任期は、平成26年3月31日までの事業年度 に係る定例代議員会の終結の時までとする。

時本 恭、赤司文廣、髙原 晶、森崎正幸、上戸穂髙、 釣船崇仁、牟田幹久、木下郁夫、長谷川宏、星子淨水、 天本俊太、武部勝海、朝長昭光、小森清和、土井庸正、 林 敏明、平野明喜、白髭 豊、清水輝久、松尾健治、 萬木信人、池田重成。

(会長等に関する措置)

5 本会の最初の会長は蒔本 恭、副会長は赤司文廣、 髙原 晶、常任理事は森崎正幸、上戸穂髙、釣船崇仁、 牟田幹久、木下郁夫、長谷川宏、星子淨水、天本俊太 とする。

(監事に関する措置)

6 本会の最初の監事の任期は、平成26年3月31日までの 事業年度に係る定例代議員会の終結の時までとする。

(裁定委員に関する経過措置)

7 この定款施行の際、現に裁定委員の職に在る者は、改 正後の定款の規定に基づき、代議員会において、裁定 委員に選任されたものとみなす。

(委員会委員に関する経過措置)

8 この定款施行の際、現に委員会委員の職に在る者は、 改正後の定款の規定に基づき、委員会委員として任命 されたものとみなす。

(顧問に関する経過措置)

9 この定款施行の際、現に顧問の職に在る者は、改正後 の定款の規定に基づき、代議員会において、顧問に任 命されたものとみなす。

(職員に関する経過措置)

10 この定款施行の際、現に本会の職員で在る者は、従前 と同等の勤務条件をもって、改正後の定款の規定に基 づき、事務局職員として任命されたものとみなす。

(計算書類等の作成等に関する経過措置)

11 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第63条(事業年度)の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。